23 関係事業者に関する注記について

法第51条第1項に定める関係事業者との取引(※)について、次に掲げる事項を関係事業者ごとに注記しなければならない。

- ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容
- ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
- ③ 当該医療法人と関係事業者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

ただし、関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、上記の注記を要しない。 イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて 取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

- ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 - ※ 法第51条第1項に定める関係事業者とは、当該医療法人と②に掲げる取引を行う場合 における①に掲げる者をいうこと。
- ① ②に掲げる取引を行う者
 - イ 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族)
 - ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理 事会の議決権の過半数を占めている法人
 - 二 他の法人の役員が、当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を 占めている場合の他の法人
 - ホ ハの法人の役員が、他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員 会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- ② 当該医療法人と行う取引

イ 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額(本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額)又は事業費用の総額(本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額)の10パーセント以上を占める取引

- ロ 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- ハ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- 二 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- ホ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- へ 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引